

建 指 第 88 号
平成 27 年 4 月 7 日

(一社) 北海道建築士事務所協会 会長 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

北海道 R 住宅の取扱いについて

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本道の民間住宅行政に格別のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、北国にふさわしい安心良質な既存住宅の流通促進を目的とした北海道 R 住宅については、本年 4 月 1 日をもって、北海道住宅履歴システムにおける新築住宅の扱いと整合をはかり、次のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、この旨、貴協会会員へ周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 内容

- ・ 北海道住宅履歴システムに入力しているデータについて、今後は、新築住宅と同様“保管”のみとします。
- ・ ただし、北海道住宅履歴システムにおいて、入力した内容が北海道 R 住宅の要件に合致している場合には、北海道住宅ラベリングシートの「基準・制度の適合状況」欄に「北海道 R 住宅水準」と記載されることから、北海道 R 住宅の要件に合致しているかどうかの判定が可能となっています。
- ・ 既に北海道 R 住宅として登録・保管いただいた物件については、その効力は有効であり、北海道住宅履歴システムにより、その登録・保管が完了した日より 10 年間データが保管されます。

2 問合せ先

ご不明な点については、下記担当までお問合せください。

建築企画グループ 担当：田村、梅藤

TEL：011-204-5577 FAX：011-232-0147

E-mail：tamura.kaai@pref.hokkaido.lg.jp

(建築企画グループ)